

組合員の皆様へ

★万が一の
機械の損害をカバーし、
経営安定をサポートします！



経費節減を考えてみませんか？

様々なリスクをカバー！

(掛金例)

保険金額(設備総額)

1,000万円の場合

月々の基本掛金は

(風水災補償ありの場合)

1,510円です



せつび共済

(せつび共済とは総合設備共済制度の略称です)

(印刷工場機械設備包括契約特約等付機械保険)



全日本印刷工業組合連合会

Happy Industry

おすすめいたします! せつび共済

このパンフレットはせつび共済(東京海上日動の印刷工場機械設備包括契約特約および保険対象外物件の復旧費用担保特約等付機械保険)について、詳しくは機械保険の普通保険約款および特約条項をご覧ください。

〈加入対象企業〉

都道府県印刷工業組合の組合員企業

〈せつび共済の特長〉

- 1 不測かつ突発的な事故が発生した場合、修理費実額に対して保険金が支払われますので、経営安定の一助となります。
- 2 掛金(保険料)は損金として処理できます。(個別のご契約の実際の税務処理の詳細につきましては、所轄の税務署・税理士等専門家にご確認ください。)
- 3 オプションを選択すれば風水災・地震災害等に備えることが可能となります。

印刷工場機械設備包括契約特約等付機械保険について…

この保険は、不測かつ突発的な事故によって、対象となる機械・機械設備・装置に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

※火災事故(火災、火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破裂による事故をいいます。)は補償されません。

〈対象となる機械・機械設備・装置〉

印刷・製版・製本・組版のいずれかの作業を専ら行っている施設内に設置されている稼働可能なP3に掲げる機械・機械設備または装置のすべてを対象とします。(保険の対象とならないものについては、P3の「機械保険の対象とならない主なもの」をご参照ください。)

〈お支払いする保険金〉

次の2種類の保険金をお支払いいたします。

1 損害保険金
(注1)

=

損害額

(修理費^(注2) + 損害防止費用^(注3) + 保険対象外物件の復旧費用^(注4)) - 残存物価額^(注6)

-

免責金額
20,000円

×

縮小支払割合
70%

(注1) 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額に縮小支払割合を乗じた額(保険金額に縮小支払割合を乗じた額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。(この場合を除き、保険金を支払った場合においても保険金額は減額することはありません。)

(注2) 修理費: 新品品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等
ただし、以下は修理費に含まれません。
(1) 国際間における航空輸送もしくは、貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
(2) 仮修理費(本修理の一部をなす部分は修理費に含まれます。)

(注3) 損害を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
(4) 模様替えまたは改良による増加費用
(5) 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用

(注4) 損害防止費用: 損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用(風水災補償の有無により、お支払い可能な費用が異なります。詳細は機械保険の普通保険約款および特約条項をご確認ください。)

(注5) 修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があり、保険会社の承認を得た場合を除き、損害が生じた日から1年以内に復旧を行わなかった場合は、保険金額の額にかかわらず損害が生じた機械・機械設備・装置の時価額(新調達価額から使用による減価分を差し引いた額)が限度となります。

(注6) 残存物価額: 修理に伴って残存物がある場合のその価額。

2 残存物取片づけ費用保険金

=

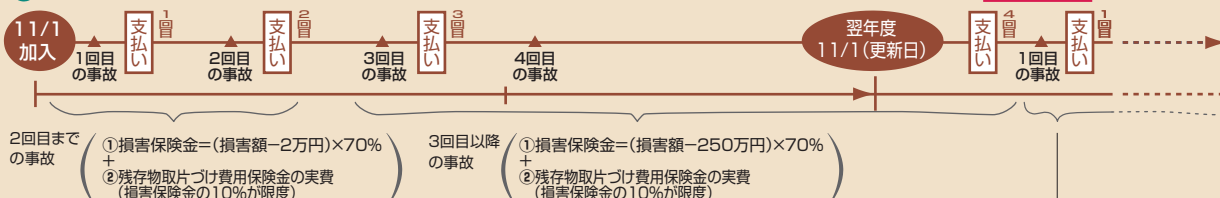
①の損害保険金がお支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取り壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の10%の範囲内でお支払いいたします。

支払保険金(①+②)

尚、契約更新日(11月1日)もしくは加入日以降、次の更新日までの保険期間中に発生した事故で保険金をお支払いした回数が3回目以降の事故(事故日ベース)については以下の算式となります。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害額} - \text{3回目以降の事故の免責金額 } 2,500,000\text{円}) \times \text{縮小支払割合 } 70\%$$

例 3回目の事故で損害額が300万円の場合 お支払いする損害保険金 = (3,000,000円 - 2,500,000円) × 70% = 350,000円



共済は経営安定をサポートします。

(共済)の概要をご紹介します。保険金のお支払い条件、ご加入手続き、その他この保険のくわしい内容は、取扱代理店にご照会く

メンテナンス契約とせつび共済の関係

定期点検、消耗部品の取替え等を行うメンテナンス契約と、物的損害発生時に保険金を支払う本制度とは補償の範囲が異なりますので、本制度でメンテナンス契約を代替することはできません。したがって、万全な保守管理のため、メンテナンス契約と本制度の両方をご利用される事をおすすめいたします。

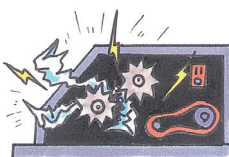
*ご注意:「せつび共済(印刷工場機械設備包括契約特約付機械保険)」は保守契約の補償内容をカバーするものではありません。くわしくは取扱代理店にご照会いただくか、機械保険普通約款ならびに特約条項をご覧ください。

〈保険金支払事例〉

こ ん な 時 お 役 に た っ て ま す !

支払保険金 406万円

紙詰まりにより印刷機の原動ラインギヤの損傷



支払保険金 30万円

フォークリフトのつめが衝突して自動シャッターを破損



その他の支払事例

損害設備名	支払保険金
①オフセット印刷機	940万円
②断裁機	35万円
③ワークステーション	58万円
水害により印刷機が浸水 (風水災補償ありタイプに加入)	157万円

*基盤事故等で不測かつ突発的な事故である事が、写真・書類上明らかに確認できない事故については、事故状況報告書および修理業者や専門業者による事故原因分析書を提出していただく必要があります。

〈保険金お支払いの対象となる主な損害〉

この保険では、日本国内において保険期間中補償の対象となる機械・機械設備・装置が**不測かつ突発的な事故によって被った物的損害**をカバーします。例えば、以下のような事故によって被った損害は、この保険のお支払いの対象となります。(お支払いの対象とならない主な損害については、3ページ「機械保険の対象とならない主な損害」をご参照ください。)

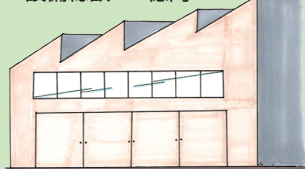
従業員、第三者の誤操作、過失による事故	ショート、スパーク、過電流等の電気的事故	暴風、高潮、洪水・河川等の氾濫による事故 (風水災補償有り(印刷工場機械設備包括契約特約付機械保険に風水災危険担保特約・水災危険担保特約をセット)の場合のみ補償)
落雷、冷害による事故	その他 設計・製作・組立作業の欠陥による事故	安定化処置費用保険金(安定化処置費用担保特約) 水災などの保険金を支払うべき損害により罹災し、保険の対象である機械設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社*1による安定化処置が実施されたときに、1回の事故につき5,000万円を限度にお支払いいたします。 *1 ベルフォア社とは? BELFOR (●) ベルフォア社は、災害復旧支援を行う世界的な災害復旧専門会社です。罹災した機械設備の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備等を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。 ベルフォアジャパン株式会社 http://www.jp.belfor.com 0120-119-140 受付時間 24時間365日
過負荷、遠心力による破壊、その他の機械的事故	コンプレッサー、ポンプなど回転機械の飛散破壊事故	

〈工場単位での加入〉

1敷地単位で加入する事ができます。ただし、その敷地内の対象となる機械設備等を包括してご契約いただきます。(一部の機械・機械設備・装置のみを対象とすることはできません。)詳細は取扱代理店にお問い合わせください。

(例)全国印刷は、A工場とB工場を所有しています。

〈A工場：東京〉
設備総額 2億円



〈B工場：大阪〉
設備総額 4億円



ケース1

A工場とB工場の両方を加入 ○
(設備総額 6億円)

ケース2

A工場のみ加入 ○
(設備総額 2億円)

ケース3

B工場のオフセット印刷機のみ加入 ✕
(設備総額 5,000万円)

＜機械保険の対象となる機械・機械設備・装置＞

保険の対象は、事業場内において、その事業場の機能を維持するために設置されている下表に掲げる機械、機械設備または装置のすべてとします。

設備名称	機械、機械設備または装置
印刷設備	プレス印刷機(凸版印刷機、活版印刷機、凹版印刷機、ストップシリンダ印刷機、2回転印刷機、プラテン印刷機、カーボン印刷機)、段ボール印刷機(プリンタースロット、オーバーハングスロット、ロータリースロット)、オフセット印刷機(平版印刷機、平凹版印刷機、グラビア印刷機)、輪転機、金属印刷機等
組版設備・版下設備・製版設備	タイプライター、清打機、写真植字機、自動植字機、電算植字システム、漢字入力システム、コンバータ変換システム、テープ穿孔機、ワードプロセッサ、文選植字機、込物選別機、校正機、活字鑄造機、自動作図機、版下カメラ、紙焼き自動現像機、製版カメラ、ダイレクト製版機、フィルム植版機、スクリーンカメラ、写真植版機、砂目立機、感光液塗布機、写真製版機、電子製版機(カラーキャンナ、スキャンナクレバ、スキャンナサイザ)、自動現像機、プリンター、焼付機、感光性樹脂版製版装置、フィルム乾燥機、紙型プレス、鉛版加工機等
製本設備	紙折機、丁合機、紙綴機、ステッチャー、丸出機、膠付機、クルミ機、裁断機、穿孔機、打抜機、箔押機、金付機等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等
情報処理装置・事務用機器	据置型パーソナルコンピュータ、業務用コンピューター、コピー機、OAプリンタ、据置型ワードプロセッサ、磁気ディスク装置、光ディスク装置、ファクシミリ等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫・冷凍庫(冷凍機を含みます。)、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスメーカーマシン、熱風消毒設備、ダムウエータ設備等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火設備、制御装置、駐車券発行機・精算機等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器等
倉庫機械設備	立体自動倉庫、ラック倉庫等
その他の設備	シーズニング装置、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、自動ドア設備、自動シャッター設備、ごみ処理・塵芥焼却設備、コンベア、放送設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

＜機械保険の対象とならない主な損害＞

次のような損害は、保険金をお支払いできません。

- 保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)、これらの者の代理人または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意または重大な過失による損害
- 保険金受取人またはその方の代理人の故意または重大な過失による損害。ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。
- 保険の対象の瑕疵。ただし、ご契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動等による損害
- 騒擾およびこれに類似の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害
- 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(洪水、高潮等を除きます。)(による損害*1)
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り)、土石流または山崩れをい。落石を除きます。)、落石等の水災による損害*1
- 土地の沈下、移動または隆起による損害
- 地震・噴火・これらによる津波(ただし、地震災害補償コースにご加入の場合は、当該コースの規定に従って、補償の対象となります。)
- 核燃料物質、放射能汚染等による損害
- 火災、火災による爆発もしくは化学反応による爆発もしくは破裂による損害
- 置き忘れ、紛失、盗難、詐欺または横領による損害
- 腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害

- 自然の消耗または劣化(保険の対象の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。)(が進行した結果その部分に生じた損害
 - 保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
 - ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
 - 保険料領収前に生じた事故による損害
 - サイバー攻撃による損害 等
- 以上に加え、機械保険では機械設備・装置の不調・不具合等の事故に物的損傷が伴わない場合は保険金をお支払いいたしません。
- *1 風水災補償有りのタイプにご加入の場合は補償の対象となります。

＜機械保険の対象とならない主なもの＞

- 野球類(ただし、集中制御装置、通信機または電子計算機の野球類を除きます。)
- 木部
- CD-ROM等に保存されているプログラム
- ボイラ
- ベルト、ワイヤロープ、チェーン(ただし、エレベータのワイヤロープ、立体駐車場装置のチェーンを除きます。)
- 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、断熱材、保温材、ケイ石およびレンガ
- 版、ブランケットまたはボール
- コンクリート製、陶磁器製(磚子・磚管を除きます。)、ゴム製、布製、ガラス製の機器または器具(ただし、光学機器のレンズ、プリズム、反射鏡またはスクリーンガラスを除きます。)
- ノートブック型パソコン等可搬式・移動式の事務用機器
- 潤滑油、操作油その他の運転に供せられる資材(ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油を除きます。)
- フィルタエレメント
- ガスタービン装置
- X線管
- 切削工具、研摩工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- 自走式運搬機械または自走式荷役機械 など

＜掛金(保険料および運営事務費)について＞

＜基本掛金計算式＞ 下記計算式に基づき算出して下さい。

① 風水災補償有り

※保険金額
千円

基本掛金料率(*)
× 1.81 ÷ 12ヶ月=

月額基本掛金
円
(10円未満を四捨五入して下さい)

② 風水災補償無し

※保険金額
千円

基本掛金料率(*)
× 1.37 ÷ 12ヶ月=

月額基本掛金
円
(10円未満を四捨五入して下さい)

※保険金額は、補償の対象となる機械・機械設備・装置の新調価額の合計です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。
※基本掛金料率には保険料に加え、保険金額1千円につき0.14円の運営事務費が含まれています。
また、自然災害や建物の老朽化等による支払保険金の増加を背景に、風水災補償有りの場合の基本掛金料率を変更しています。

＜基本掛金計算例＞

1. 風水災補償有り	月額基本掛金
保険金額5千万円の場合	50,000千円 × 1.81 ÷ 12ヶ月 = 7,540円
2. 風水災補償有り	月額基本掛金
保険金額2億円の場合	200,000千円 × 1.81 ÷ 12ヶ月 = 30,170円
3. 風水災補償無し	月額基本掛金
保険金額5億円の場合	500,000千円 × 1.37 ÷ 12ヶ月 = 57,080円

＜事故割増掛金＞ ※ご注意 ※新規加入の場合、既加入期間中の算定期間を24か月とみなして損害率を計算し、事故割増掛金を決定します。継続加入の場合につきましては代理店からご案内の更新案内にて詳細をご確認ください。なお、地震災害補償コースでお支払しました共済金については損害率算定の対象外です。

2024年4月1日から2026年3月31日までの間にお支払いした保険金がこの期間の掛金累計額を超えた場合(損害率が100%を超えた場合)、割増掛金を適用致します。掛金の詳細につきましては、取扱代理店にお問い合わせ下さい。

＜合計掛金＞

月額基本掛金
円

+

月額地震掛金
円
地震災害補償コースに加入した場合

=

月額合計掛金
円



セつび共済に下記コースを追加いただいている方は地震災害等による損害も補償します！

地震災害補償コース

地震災害補償コースは印刷工場機械設備包括契約特約等付機械保険に地震危険担保特約を付帯した場合の概要をご説明したものです。くわしくは取扱代理店にご照会いただくか、機械保険普通保険約款および特約条項をご覧ください。

※「保険対象外物件の復旧費用担保特約」「縮小支払特約」「安定化処置費用担保特約」は地震による損害には適用されません。

〈保険金お支払いの対象となる損害〉

注)建物対象とはなりません(ご加入の保険の対象に生じた損害を補償するものです。)

- (1)地震または噴火による火災、破裂または爆発(破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)によって生じた損害
 - (2)地震または噴火によって生じた損壊(噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。)、埋没または流失の損害
 - (3)地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
- ※ご注意:汚損、擦損、塗料の剥落等の外観上の損傷であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

〈お支払いする共済金(保険金)〉

対象となる機械・機械設備・装置が保険期間中に上記(1)～(3)の損害を被り、その損害額が20万円以上の場合、下記支払限度額の範囲内で以下の保険金をお支払いします。

- ①損害保険金 = 修理費 - 残存物価額 +
 - ②地震危険残存物取片づけ費用保険金(損害保険金の額の10%限度)
- (注1)72時間以内に生じた2回以上の地震、噴火または津波によって生じた損害は1事故とみなします。
(注2)損害防止費用・保険対象外物件の復旧費用・安定化処置費用はお支払いできません。
(注3)損害保険金および地震危険残存物取片づけ費用保険金の合計額は、保険期間中を通じて期間中支払限度額を超えないものとします。

〈支払限度額〉1所在地あたり／保険期間中

1所在地あたりの保険金額が10億円以下の場合	保険金額の10% (千円未満を四捨五入)
1所在地あたりの保険金額が10億円超の場合	1億円

〈地震掛金(保険料)計算式〉

1所在地の保険金額
千円

×

地震掛金料率

÷ 12ヶ月 =

月額地震掛金(保険料)
円

(10円未満四捨五入)

地震災害補償コース(地震危険担保特約条項)の内容については取扱代理店にご照会ください。なお、詳細は引受保険会社の約款および特約条項をご覧ください。

〈掛金(保険料)料率〉

- 現在「東京・千葉・神奈川・愛知・静岡・山梨・長野・三重・岐阜」の各地域では新規の引受をしておりません。
(構造級別については、取扱代理店にご照会ください。)

都道府県名	新等地	耐火適用料率	非耐火適用料率	都道府県名	新等地	耐火適用料率	非耐火適用料率
北海道1等地(※)	1	1.73	3.71	兵庫県	30	3.98	9.24
北海道2等地(※)	2	3.59	6.46	和歌山県	31	6.85	12.50
山形県	3	2.83	5.94	岡山県	32	1.79	3.06
秋田県	4	2.12	4.46	広島県	33	1.79	3.06
新潟県	5	1.91	4.14	山口県	34	1.84	3.06
青森県	6	1.84	3.12	鳥取県	35	1.77	3.64
岩手県	7	3.40	6.44	島根県	36	1.53	3.14
宮城県	8	3.40	6.44	愛媛県	37	2.89	4.60
福島県	9	2.97	5.48	香川県	38	2.40	4.60
茨城県	10	2.80	5.63	高知県	39	5.05	9.02
群馬県	11	1.84	3.24	徳島県	40	4.26	7.71
埼玉県	12	3.98	9.24	宮崎県	41	2.71	6.86
栃木県	13	1.70	3.03	熊本県	42	1.84	3.78
石川県	23	1.69	4.58	佐賀県	43	1.53	2.99
富山県	24	1.66	3.40	鹿児島県	44	1.84	3.60
福井県	25	2.73	5.70	大分県	45	1.84	4.74
京都府	26	3.35	7.01	長崎県	46	1.66	3.92
滋賀県	27	3.69	8.24	福岡県	47	1.66	3.24
大阪府	28	4.87	9.24	沖縄県	48	1.52	2.64
奈良県	29	3.47	7.79				

※北海道は、以下のとおり

1等地	石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、宗谷支庁、留萌支庁、網走支庁、空知支庁、上川支庁(除く上川郡、中川郡)、渡島支庁(うち二海郡のみ)、胆振支庁(うち勇払郡、虻田郡のみ)	2等地	根室支庁、釧路支庁、十勝支庁、胆振支庁(除く勇払郡、虻田郡)、渡島支庁(除く二海郡)、上川支庁(うち上川郡、中川郡のみ)、日高支庁
-----	--	-----	---

※「茨城・埼玉・大阪・兵庫・和歌山・徳島・高知・奈良・香川・愛媛」が指定地域となります。
※今後、上記地域の新規引受・増額更新はできなくなる可能性があります。

〈手続の御案内〉

加 入 手 続	月額掛金2ヶ月分を所定の振込用紙でお振込みいただいた後、加入依頼書、設備明細書、口座振替依頼書を、取扱代理店にご提出下さい。		
加 入 締 切 日	更新:8月17日(月) 新規(中途)加入:毎月15日	保険(補償)期間	2026年11月1日午後4時～2027年11月1日午後4時 新規(中途)加入:加入メ切日の翌月1日午後4時～2027年11月1日
掛 金 の 払 込 方 法	月払(更新契約の初回振替日は 10月13日 (12日が祝日のため))とし、新規加入時のみ2回分を郵便振込でお振込みいただき、3回目からは指定の預金口座より毎月振替をさせていただきます。口座振替の開始は補償期間開始月の翌月12日とし、以後毎月12日に振替を行います。(利用できる金融機関については口座振替依頼書をご参照下さい)なお、12日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替となります。 〈ご注意!〉 当月の口座振替が不能の場合には翌月12日に2カ月分の振替を行います。なお、2カ月連続して振替不能の場合には1回目の振替不能日の属する月の末日を脱退日とします。また、更新契約の初回掛金(10月13日)が振替不能となった場合、翌月に再請求は行わず10月末日をもって脱退したものととして取り扱います。		
更 新 日	2026年11月1日(午後4時)		
更 新 手 続	現在のご契約内容を記載した「更新確認書」で更新内容の確認をしていただけます。「更新確認書」を取扱代理店にご提出ください。		
脱 退 手 続	毎月15日迄に取扱代理店に到着した脱退届により翌月末日をもって脱退日とします。		
変 更 手 続	加入後に新規取得等設備に変更があった場合は、取扱代理店へ連絡の上変更手続きをおとり下さい。毎月15日迄に取扱代理店に到着した変更届により翌々月1日をもって変更開始日といたします。設備変更に伴う掛金は翌月12日の口座振替より変更後掛金にて振替させていただきます。 (※リースアップした設備が発生した場合も必ずご連絡下さい。)		

保険金額(ご契約金額)	保険金額は新調価額としていただきます。保険金額が新調価額に不足しないようにご契約くださるようお願いいたします。
-------------	---

〈もし事故が起きたときは〉

- 損害が生じたことを知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。(※保険金請求権には時効(3年)がありますので、ご注意ください。)
- 事故の状況がわかるような写真を撮っておいてください。
- 〈請求に関する必要書類〉事故報告書、修理請求書、修理報告書兼修理明細書、写真、対象となるすべての機械・機械設備・装置が記載された固定資産台帳・リース契約書の写し等、購入金額を証明する書類。詳しくは事故請求案内をご覧くださいか、取扱代理店までお問い合わせください。

〈ご加入の際のご注意〉

- 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、告知事項によっては引受をお断りすることもございますので、ご了承ください。
- 通知義務:
ご加入後に次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡をいただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってはご契約を解除することがあります。
 - ・保険の対象の用途または仕様を変更すること。
 - ・上記のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。
- 補償の重複に関するご注意
補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。
- 掛金領収前に生じた事故:掛金を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ご加入後、1ヵ月経過後も加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。

- 代理店の業務:取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約につきましても引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- 保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会ください。
(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)
- 重大事由による解除について
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等
- この保険は全日本印刷工業組合連合会を保険契約者として全日本印刷工業組合連合会に所属する組合員を被保険者とする印刷工場機械設備包括契約特約等付機械保険団体契約です。保険証券を請求する権利等は全日本印刷工業組合連合会が有します。

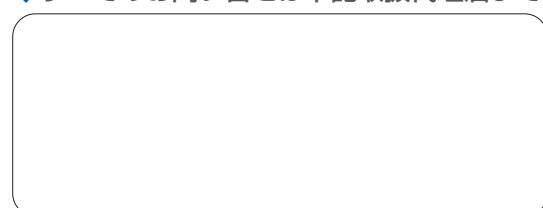
個人情報取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

◆すべてのお問い合わせは下記取扱代理店まで



※このパンフレットは印刷工場機械設備包括契約特約等付機械保険の内容について説明したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。(ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。)

全日本印刷工業組合連合会

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8
TEL:03(3552)4571(代) FAX:03(3552)7727

取扱代理店

共立株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-16
TEL:03(5962)3075 FAX:03(3548)0604
(担当窓口)業務開発部

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03(3515)4151
(担当窓口)広域法人部 団体・協同組織室

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

03-4332-5241(全国共通)
受付時間:午前9時15分～午後5時
(土日祝年末年始を除きます。)

注意
喚起情報

26T-000443 2026年6月作成

-5-